

「手話に関する施策の推進に関する法律」と東京 2025 デフリンピック

手話に関する施策の推進に関する法律

「手話に関する施策の推進に関する法律」が、令和 7 年 6 月 25 日に公布され、同日施行されました。この法律では、手話を使用する方にとって日常生活や社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。この法をめぐっては、2006 年に国連障害者権利条約に手話は言語であると定義され、2011 年障害者基本法に手話が言語であると明記されました。これに続いて、初めてとなる手話言語条例が 2013 年に鳥取県で制定され、現在では約 600 自治体で条例が成立しています。そのような中、手話施策推進法は議員立法として成立しました。手話に関する施策を総合的に推進するにあたり、次の三つの基本理念が定められています。

- 1 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化(手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。)の保存、継承及び発展が図られるようにすること
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること

東京 2025 デフリンピック

この法律が施行された我が国で、11 月 15 日から 26 日までの 12 日間「東京 2025 デフリンピック」が開催されます。デフリンピックとは、「デフ」＋「オリンピック」で、デフ(Deaf)とは、英語で「耳がきこえない」という意味です。デフリンピックは国際的な「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」です。聴覚に障がいのあるアスリートが世界の舞台で技と情熱を競い合う国際的なスポーツ大会です。

聴覚に障がいのある人も、音の有無にかかわらず、己の力で高い競技力を発揮できることを示す場として長い歴史を重ねてきました。第 1 回の大会は、1924 年に、フランスのパリで開催されました。我が国では初めての開催です。東京大会は第 1 回大会から数えて、100 周年の記念となる大会になります。オリンピックと同様、4 年に 1 度、夏と冬にそれぞれ開かれます。ルールはオリンピックとほぼ同じですが、聴覚に障がいのある人のために様々な工夫がなされています。

この大会での各競技の熱量と選手たちの人間力は、観る人の心を揺さぶり、誰もが「自分の力で未来を切り拓いていこうとする」勇気を与えてくれます。デフリンピックを理解することは、きこえ方の違いを理由に人を分け隔てるのではなく、それを多様性にとらえる視点を育てます。また全ての市民の皆様が、情報を受け取りやすく、意思決定に参加しやすい環境づくりにつながるものです。デフリンピックは、「誰もが尊厳を持って参加し、才能を開花させ、互いに支え合う社会」の理想を私たちの暮らしの中に引き寄せる鏡です。私たち一人ひとりが、正しい情報を得て理解しようとする姿勢と、常に相手の立場を尊重する姿勢を持つことが、誰もが活躍できる社会を作る第一歩といえるでしょう。



TOKYO 2025 DEAFLYMPICS